

廃棄物保管場所等

〔 廃棄物保管場所
再利用対象物保管場所
回収資源保管場所 〕

設置のあらまし



しげんまもるくん

建築物の建設にあたっては、完成後の排出方法、収集方法に大きな影響があるため、建築規模に関わらず、計画の段階で必ず所管の清掃事務所に事前相談してください。

大田区環境清掃部

《 目 次 》

1	建築物用途別設置施設（保管場所等）一覧	1
2	再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（設置届）の提出について	1
3	各種保管場所の設置案内フロー図	2
4	各種保管場所について	3
[1]	廃棄物保管場所（ごみ保管場所）	3
[2]	再利用対象物保管場所	3～4
[3]	回収資源保管場所	4
[4]	粗大ごみ置き場	4
[5]	廃棄物保管容器の持ち出し場所	4
	《ごみの管理について》	5
	《廃棄物保管場所 設置例》	5
	《保管場所等の配置例》	6
	保管場所 断面図（例）、側面図（例）	7
	《反転コンテナボックス設置例》	8
	《廃棄物保管設備の種類及び処理方法》	9
	《参考 容器サイズ等》	10
5	提出書類一覧 <種類及び部数について>	11
6	住居占有面積別人員数、施設用途別廃棄物排出基準	12
7	再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準	13
8	居住予定人員算定表、回収資源保管場所設置基準早見表	14
9	ディスポーザについて	15
10	様式・書式類	
	用途別床面積内訳書（住宅用）	18
	容器数及び保管場所面積の算定表（住宅用）	19
	容器数及び保管場所面積の算定表（住宅用・記入例）	20
	用途別床面積内訳書（事業用）	21
	容器数及び保管場所面積の算定表（事業用）	22
	容器数及び保管場所面積の算定表（事業用・記入例）	23
	設置届【第3号様式（規則第8条、第30条関係）】	24
	念書（例）	25
	《参考》事前協議書【地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則（第30号様式）】	26
	◎ 大田区3清掃事務所案内図	27

【届出・問合せ先】

清掃事務所名	住所	電話
大森清掃事務所	大田区中央2-3-6	03-3774-3811
蒲田清掃事務所 (調布地区)	大田区下丸子2-33-1 (多摩川清掃工場 管理棟5階)	03-6459-8201
蒲田清掃事務所 (蒲田地区)	大田区下丸子2-33-5 (多摩川清掃工場敷地内)	03-6451-9535

1 建築物用途別設置施設（保管場所等）一覧

建築物の用途により次の保管場所等の設置が必要となります。

建 築 用 途	設 置 施 設
① 事業用の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管場所 ・再利用対象物保管場所 ・粗大ごみ置き場（建築物の規模による） ・粗大ごみの持ち出し場所
② マンションなどの集団住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管場所 ・回収資源保管場所 (居住予定人員による。廃棄物保管場所に含むことも可) ・粗大ごみ置き場 ・容器の持ち出し場所 ・粗大ごみの持ち出し場所
③ ①, ②の複合施設	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管場所（事業用途・住宅用途別々に） ・再利用対象物保管場所（事業用途） ・回収資源保管場所（住宅用途・居住予定人員による。廃棄物保管場所に含むことも可） ・粗大ごみ置き場（建築物の規模による。事業用途・住宅用途別々に） ・容器の持ち出し場所（住宅用途） ・粗大ごみの持ち出し場所（事業用途 住宅用途）

戸建の宅地開発	<p>当該宅地開発計画について、事前に所管清掃事務所と集積所設置に係る打ち合わせを行ってください。 その際、事業計画書等の書類や図面を提出いただく場合もありますのでご協力をお願いします。 特に、公道に面していない戸建ての宅地開発については、必ずご相談ください。</p>
---------	---

保管場所等の設置に該当しない建築物	ごみの排出について確認させていただくため、所管清掃事務所に事前相談をお願いします。
-------------------	---

*集積所とは、区の収集を受けるにあたり家庭廃棄物を持ち出しておく場所のことです。

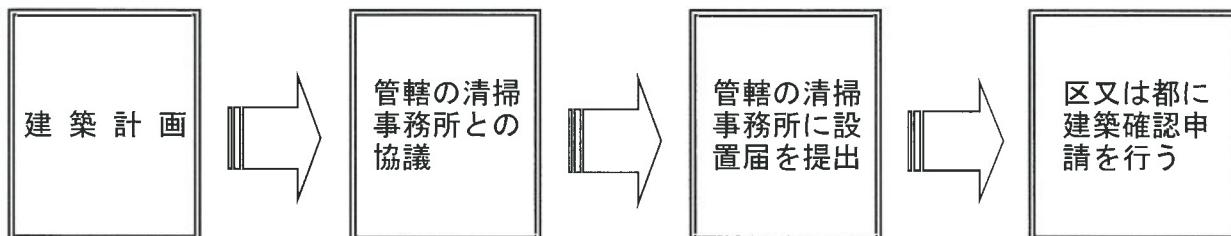
*戸建ての宅地開発には、「地域力を生かした大田区まちづくり条例（以下、まちづくり条例）」に定める住宅宅地開発事業も含みます。

2 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（設置届）の提出について

再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所については、設置の届出が必要です。

設置届は、建築物の計画段階（大田区又は東京都の建築確認の申請前）に提出してください。
(大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第30条第2項)

※ 100戸以上の集合住宅や廃棄物の排出量が1日に1,000kg以上の建築物については、反転コンテナ、貯留機等の設備が必要となりますので、管轄の清掃事務所に設置届を提出する前に十分協議してください。これ以外の建築物でも、反転コンテナ等の設置を予定している場合は、同様に協議してください。

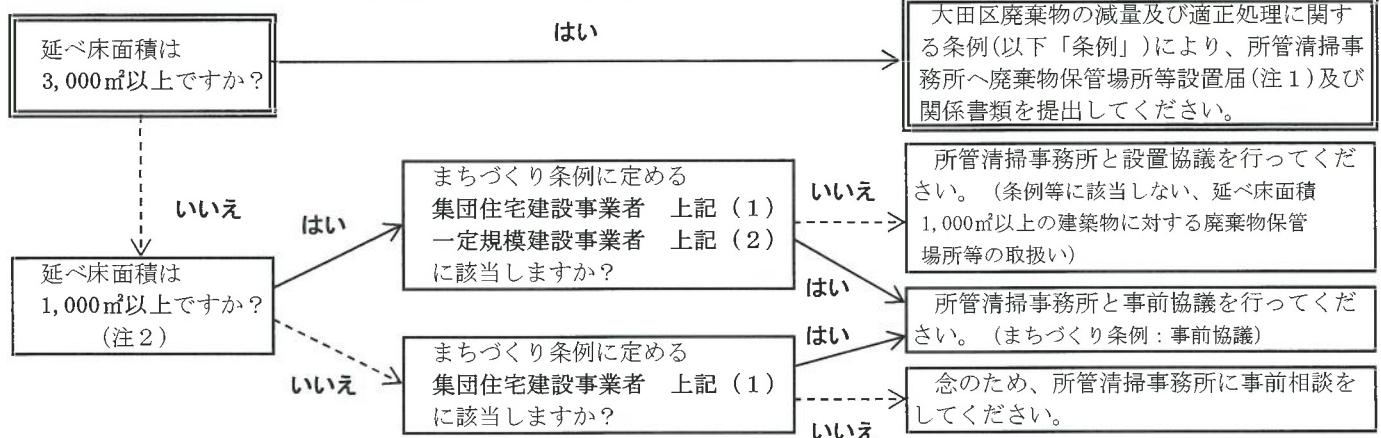


3 各種保管場所の設置案内フロー図

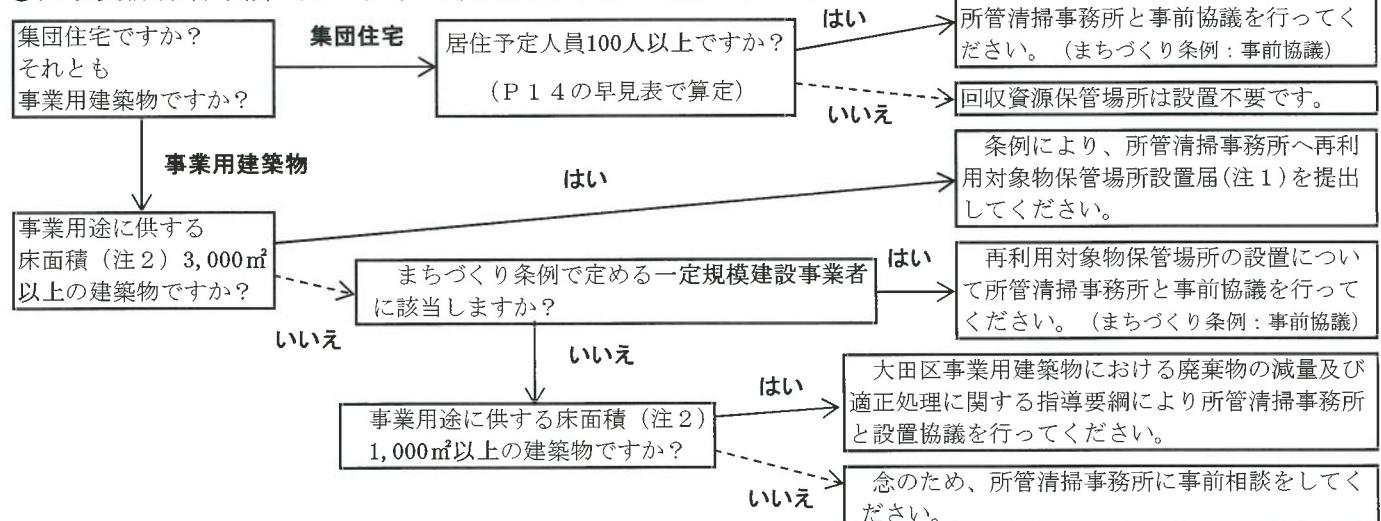
- (1) 集団住宅建設事業……集団住宅の建設で計画戸数が15戸以上のもの。
 (2) 一定規模建設事業……建築物の建設で事業区域面積が500m²以上、かつ、延べ面積が1,000m²以上のもの。但し(1)に該当するものは除く。

(まちづくり条例 第2条、第22条)

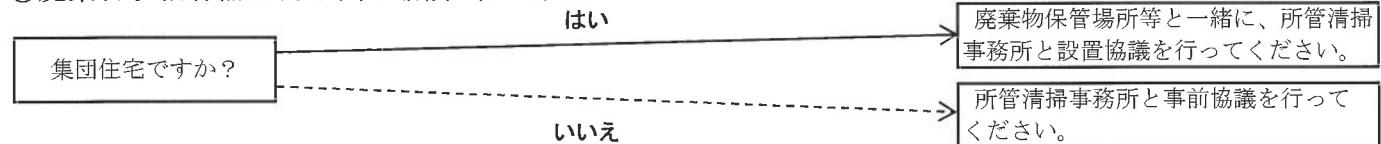
①廃棄物保管場所（P 3）、粗大ごみ置き場（P 4）



②回収資源保管場所（P 4）、再利用対象物保管場所（P 3）



③廃棄物収納容器の持ち出し場所（P 4）



注1 設置届は、建築確認の申請を行う前に提出してください。

注2 事業用建築物の場合は、事業用途に供する床面積（共用部分を含んだ面積。ただし複合施設については住宅部分を除く面積）です。なお、保管場所の面積算定をする際に必要な「用途別対象面積」には、共用部分を含みません。（詳細はP 3 [2] (2) 事業用途に供する床面積の考え方 参照）

- * 複合施設については、家庭廃棄物及び事業系廃棄物を別に保管できること（大田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱第3条）とされ、上記全ての施設を設置していただく場合があります。詳しくは所管清掃事務所へご確認ください。
- * 大規模小売店舗立地法等、他の規制もありますのでご注意ください。
- * 平成30年度から大田区まちづくり条例改正により、勧告に従わない開発事業者に対する工事中止命令及び罰則の規定が新設されています。

4 各種保管場所について

[1] 廃棄物保管場所（ごみ保管場所）

(1) 床面積別設置根拠

対象建築物	設置根拠
① 延べ床面積3,000m ² 以上の建築物	・大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（設置義務）
② 延べ床面積1,000m ² 以上の建築物	・地域力を生かした大田区まちづくり条例対象建築物の廃棄物保管場所等設置要領 ・大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等に該当しない、延べ床面積1,000m ² 以上の建築物に対する廃棄物保管場所等の取扱いについて
③ 集団住宅建設事業者で 延べ床面積1,000m ² 未満の建築物	・地域力を生かした大田区まちづくり条例対象建築物の廃棄物保管場所等設置要領

(2) 設置基準

- ・集団住宅を建設しようとする事業者の方
P12の①及びP14を参照し、P19の算定表で廃棄物保管場所の設置面積を算出してください。
- ・事業系の建築物を建設しようとする事業者の方
P12の②を参照し、P22の算定表で廃棄物保管場所の設置面積を算出してください。

(3) 設置場所・構造等

- ・廃棄物の散乱を防ぐため扉を設けてください。かつ屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けてください。
- ・容器の持ち出し場所のスペースを原則として敷地内に設けてください。
(排出場所については、P4 [5]廃棄物保管容器の持ち出し場所 参照)

(4) 提出書類

提出書類についてはP11「5 提出書類一覧（種類及び部数について）」をご覧ください。

(5) その他

- ① マンション等の集団住宅を建設しようとする事業者の方でP4の「回収資源保管場所」を設置する場合には、廃棄物保管場所の算定表から「資源」スペースを除いて計算してかまいません。（P5【廃棄物保管場所 設置例】 参照）
- ② 反転コンテナ、貯留機等を設置する予定の事業者の方は、事前に所管清掃事務所にご相談ください。

[2] 再利用対象物保管場所

事業用建築物に、再利用できる品目を保管するために設置していただく施設です。

(1) 床面積別設置根拠

対象建築物	設置根拠
① 事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² 以上の建築物	・大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（設置義務）
② 事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の建築物	・大田区事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

(2) 事業用途に供する床面積の考え方

住宅との複合建築物の場合、建築物の総床面積から住宅部分の床面積を除いた床面積を、事業用途に供する部分の床面積としています。

なお、事業用途に供する部分の床面積には共用部分も含まれますが、保管場所の面積算定をする際に必要な用途別対象床面積には共用部分を含みません。

共用部分とは、廊下、階段、エレベーター、踊り場など一般的にごみ等が発生しない場所を指します。

(3) 設置基準

P13の算出基準により設置面積を算出して下さい。

(4) 提出書類

提出書類についてはP11「5 提出書類一覧(種類及び部数について)」をご覧ください。

一 参考 一

廃棄物保管場所と再利用対象物保管場所の両方を設置する事業者の方は、両方を併せて届出できるので、廃棄物保管場所の必要書類に再利用対象物保管場所の必要事項を併記していただければ、再利用対象物保管場所用の図面を別に用意しなくとも結構です。

[3]回収資源保管場所

- * 回収資源保管場所は、条例第22条に定める、集団回収などによる区民の自主取り組みによる廃棄物の減量及び資源の再利用を促進するために設置していただくものです。
- * 集団回収とは、地域の自治（町）会や集団住宅管理組合などが自主的に行う資源回収です。自治（町）会などが回収した「資源」（新聞、雑誌、段ボール、かんなど）を、区の収集、運搬ではなく、資源回収業者と直接契約し引き取ってもらうものです。

◎ 大田区開発指導要綱第12条に規定する回収資源保管場所は、「回収資源保管場所設置要領」により以下の基準で設置してください。

(1) 対象建築物

集団住宅建設事業者のうち、P14の居住予定人員算定表により算定した居住予定人員が100人以上の集団住宅を建築しようとする事業者の方。

(2) 設置場所・構造

- ・回収資源保管場所は、作業上支障がない場所に設置するようにしてください。
- ・回収資源保管場所は、容易に風雨の進入しない構造とし、屋外に設置する場合には、屋根及び壁で覆われてる構造としてください。
- ・回収資源保管場所を設置する場合は、廃棄物保管場所等とは明確に区別するようにしてください。

(3) 提出書類

提出書類についてはP11「5 提出書類一覧(種類及び部数について)」をご覧ください。

(4) その他

- ① 居住予定人員100人以上のマンション等の集団住宅を建設しようとしている場合、予定人員（P14 早見表参照）に応じた「回収資源保管場所」の面積を確保してください。
- ② マンション等の集団住宅を建設しようとする事業者の方で上記①のとおり「回収資源保管場所」を設置する場合には、P19の廃棄物保管場所の算定表から「資源」のスペースを除いて計算します。

[4]粗大ごみ置き場

粗大ごみ置き場は、以下の基準で設置してください。

- ・最低 3 m²以上とし、建築物の規模に応じて、十分な広さを確保するようにしてください。
- ・同一敷地内に数棟の建築物が建設される場合、原則として1棟につき1箇所設置してください。
- ・通路と共に独立したスペースとしてください。
- ・運搬車への積み込みに支障のない位置に設置してください。
- ・粗大ごみは、収集日に粗大ごみ置き場から粗大ごみの持ち出し場所に排出してください。
- ・屋根や壁で覆われている必要はありません。

[5]廃棄物保管容器の持ち出し場所

容器の持ち出し場所は、以下の基準で設置してください。

- ・区の収集運搬業務の提供を受ける場合は、原則として、敷地内に容器の持ち出し場所を設けてください。
- ・廃棄物保管場所に収容された容器を持ち出すことができる十分なスペースを確保してください。
- ・運搬車の積み込みに支障のない位置に設置してください。
- ・運搬車の通行に支障のない幅員を有する水平な道路と接続する場所に設置してください。
- ・事業用の建築物で区の収集運搬業務の提供を受けない場合は、廃棄物処理の許可業者と相談してください。

《ごみの管理について》

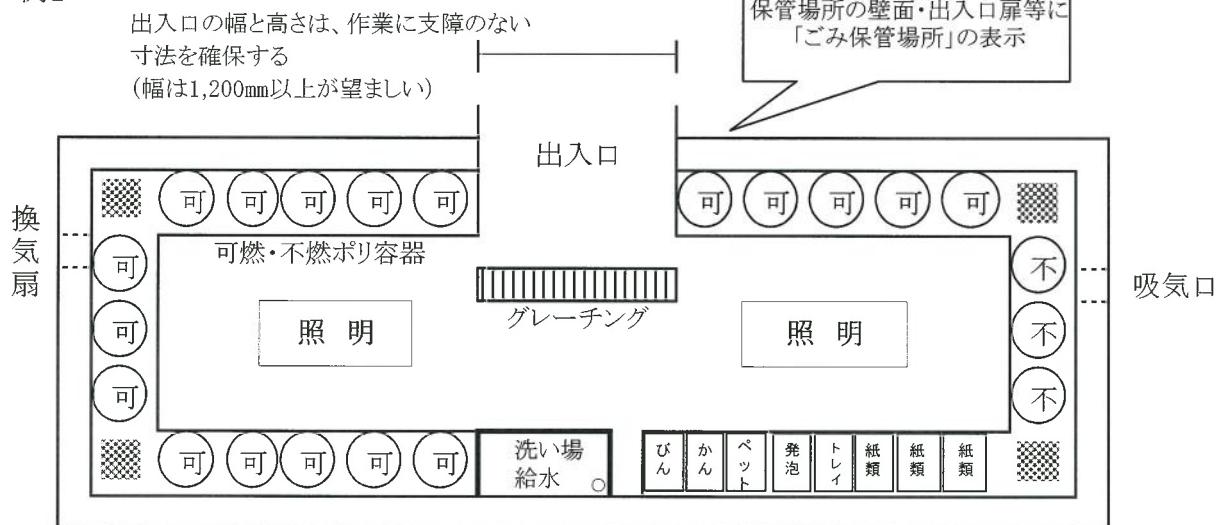
集団住宅建設後のごみの管理は、管理人を常駐又は巡回させ、ごみの管理や持ち出し等について十分な体制を設けること。

住戸数	管理人の勤務形態	在勤日数及び在勤時間	管理人室等の設置
30戸未満	巡回	週4日（ごみの収集日を含む）以上	管理詰所
30戸以上 60戸未満	駐在	週5日（ごみの収集日を含む）以上で かつ、1日当たり4時間以上	管理人室
60戸以上	駐在	週5日（ごみの収集日を含む）以上で かつ、1日当たり8時間以上	管理人室

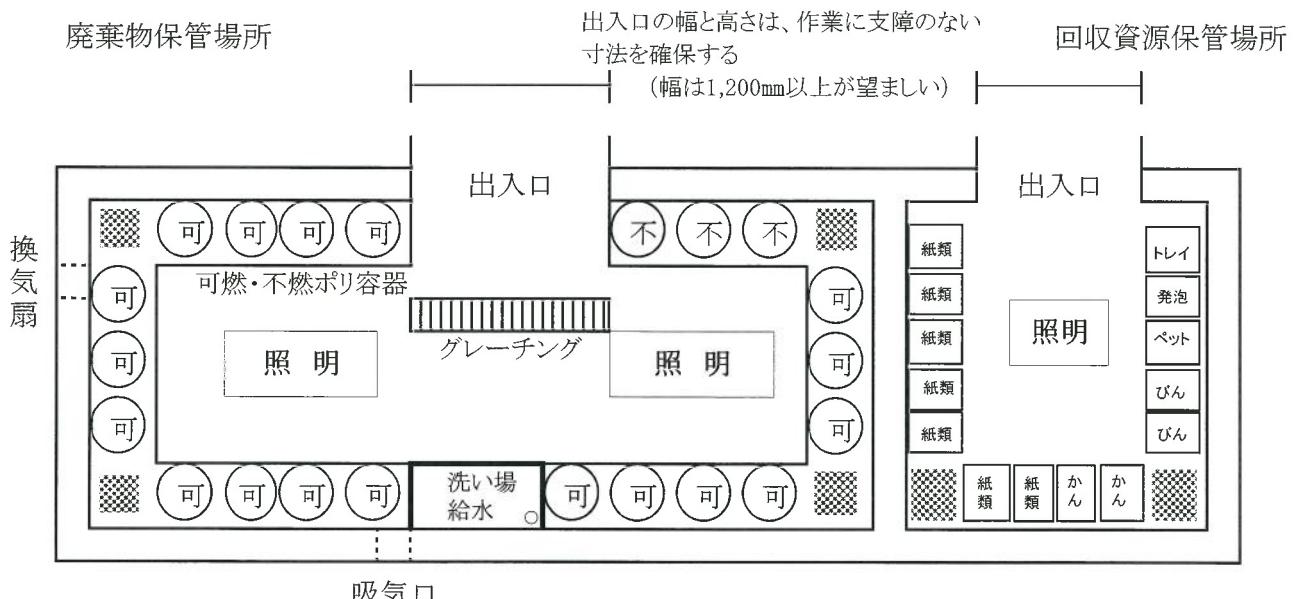
(まちづくり条例施行規則第27条関係)

【廃棄物保管場所 設置例】

例1



例2 回収資源保管所を設置している場合（例1の図から「資源」スペースを抜いている）

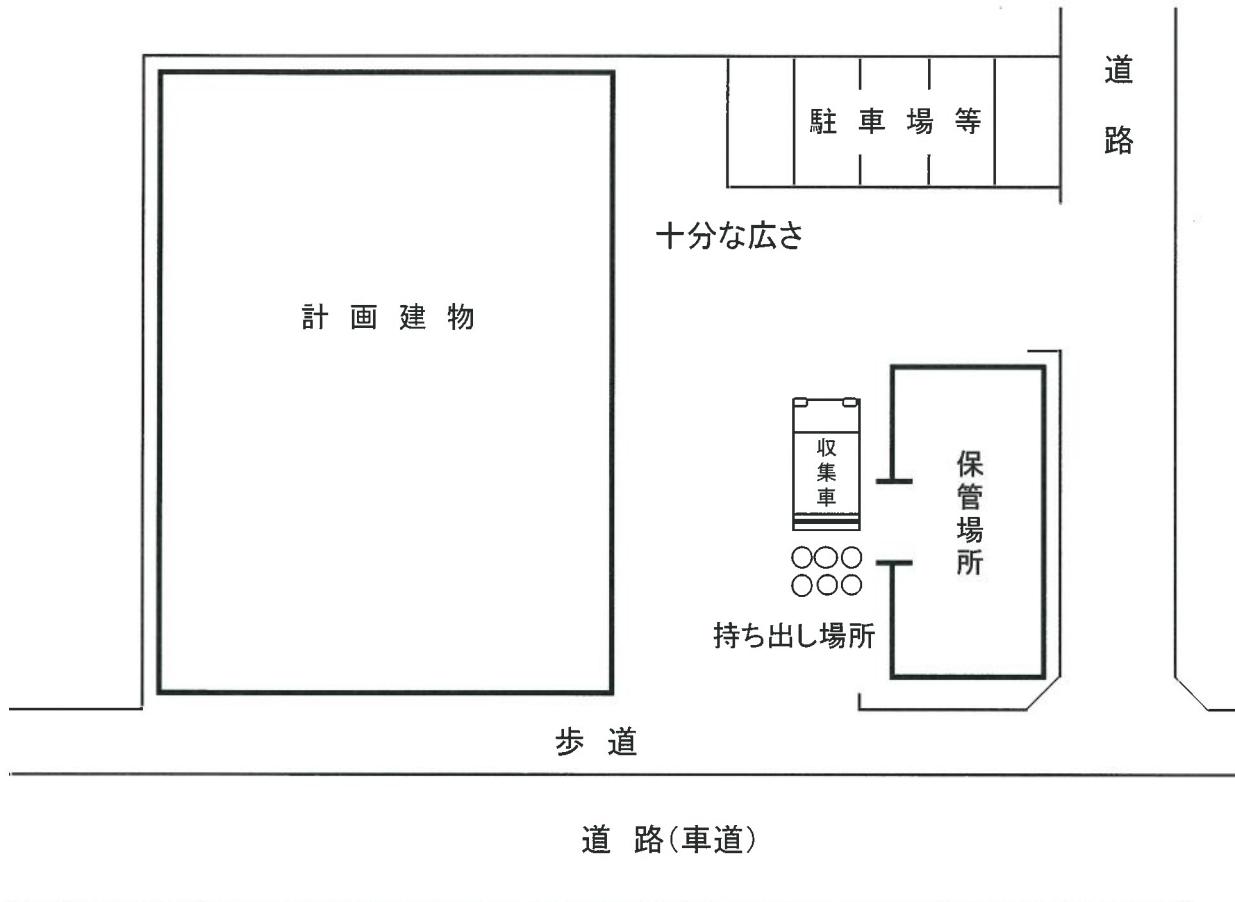


※保管場所内の壁面等見えやすい場所に「可燃」「不燃」「資源」の表示をしてください。

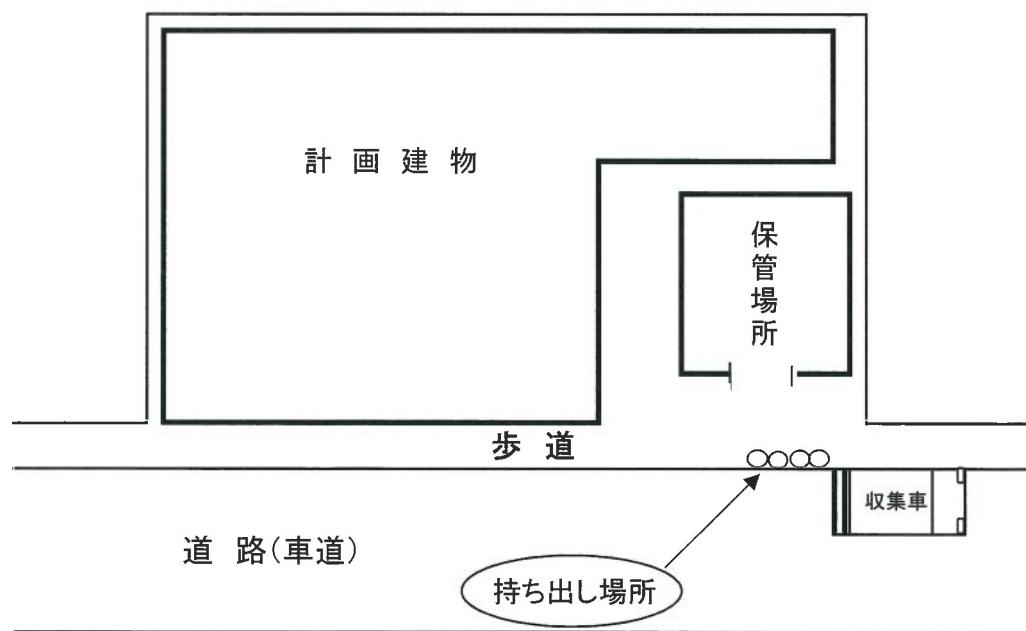
※作業に支障があるため角には置けない。（図中 部分）

《保管場所等の配置例（集団住宅の場合）》

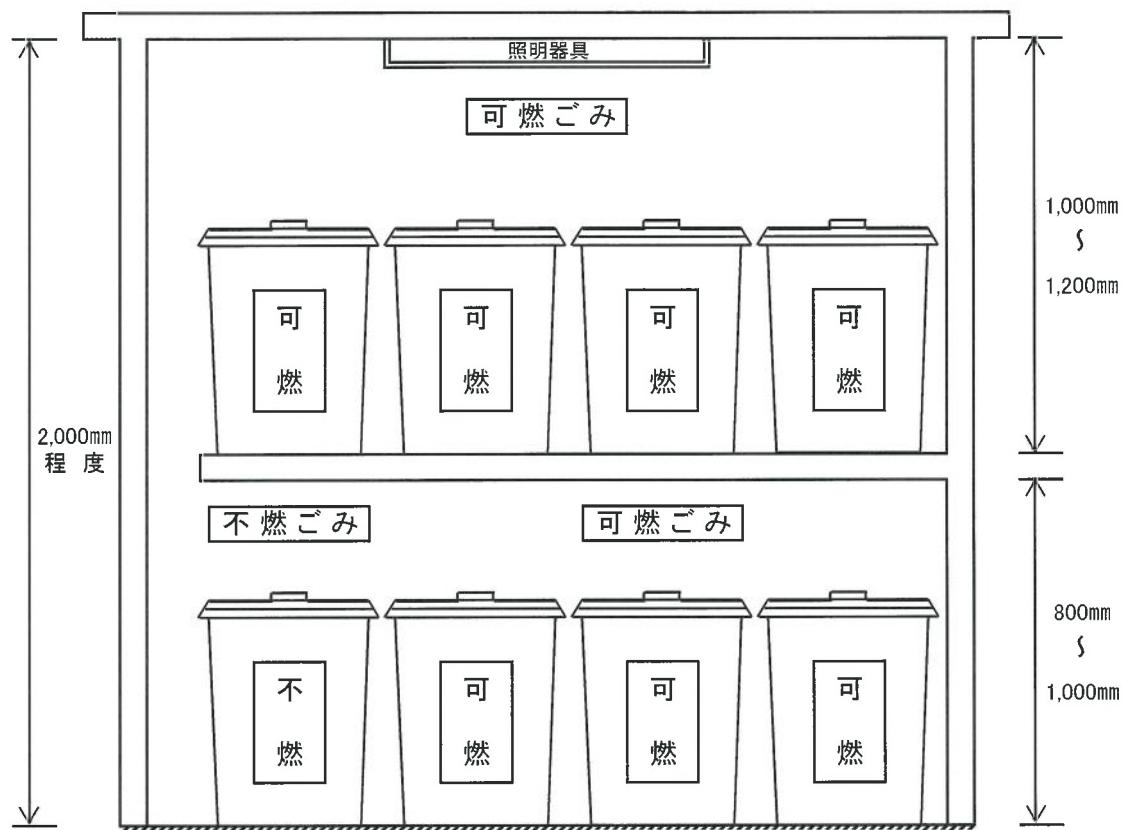
[例3] 敷地内に作業スペースを設け、収集車が車道と敷地内を安全かつ容易に出入りできるのが最良の例。（この配置の場合、①収集作業を行う際に迷惑をかけない。②固定した場合で作業を行うため周囲が汚れないなどの利点がある。50戸以上の容器数の多い場合は、この例が望ましい。）



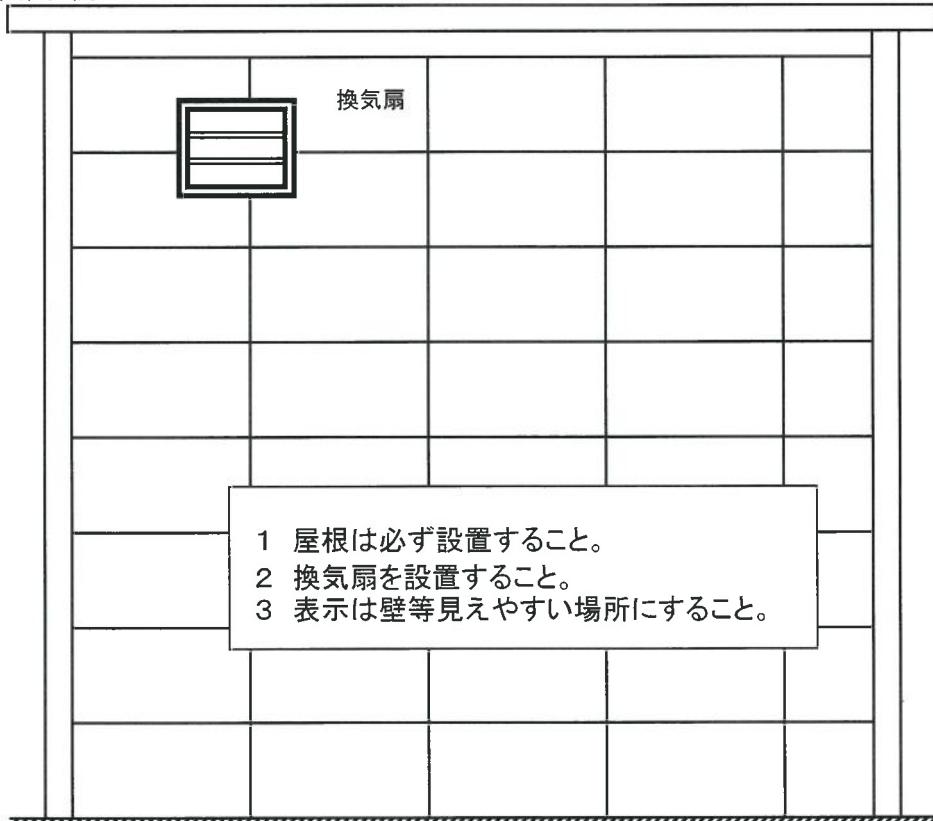
[例4] 敷地内に必要十分な作業スペースが、どうしても確保できない場合の例。



断面図(例)



側面図(例)

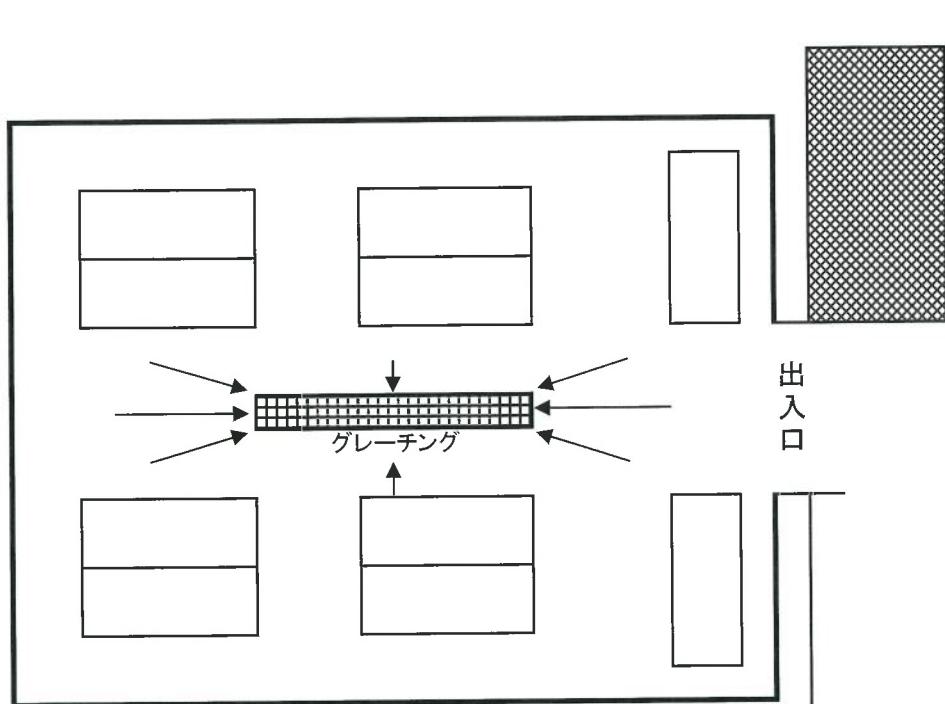


《反転コンテナボックス設置例》

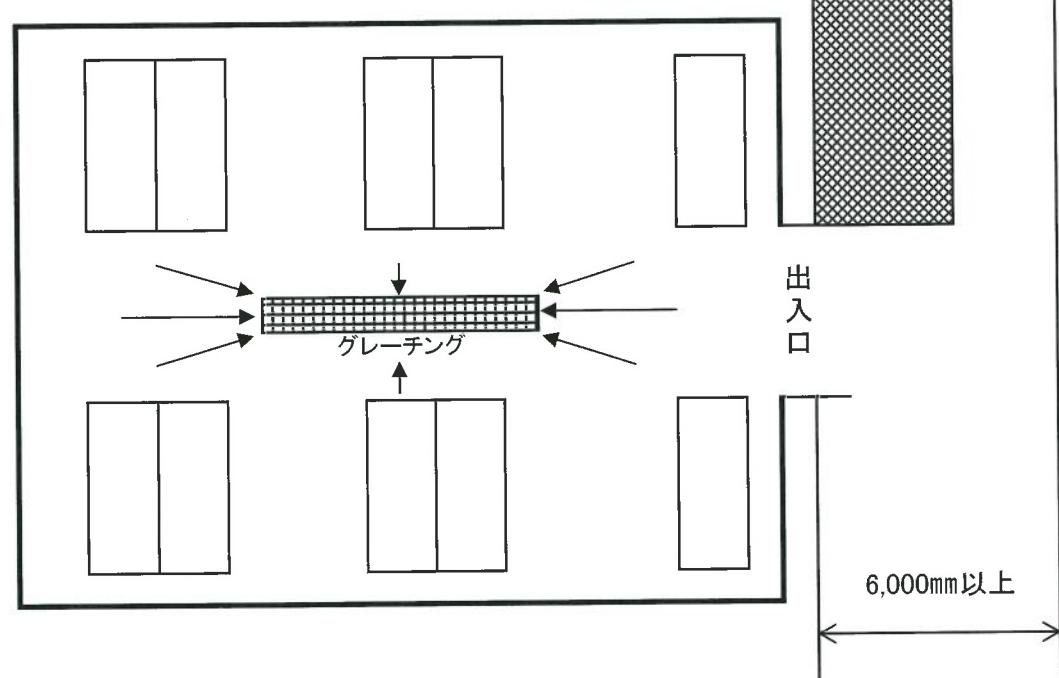
〈図中の矢印は排水の流れ〉

入居戸数100戸 コンテナボックスを10台設置する場合

A 図



B 図



は、清掃車停車位置（長さ8,000mm、幅3,000mm）

※ コンテナボックスの出し入れのため、出入口の幅は2,000mm以上あることが望ましい。

« 廃棄物保管設備の種類及び処理方法 »

建 築 物	規 模 等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類				粗大ごみ置き場	処理方法		
			容 器	反転コンテナボックスタイプ	自動貯留排出機	車両輸送式コンテナ等		区	自己処理	許可業者
集団住宅	100戸以上	可燃ごみ	○	○			○	○	○	許可業者
		不燃ごみ	○				○	○	○	許可業者
	100戸未満	資源物					○	○	○	許可業者
		可燃ごみ	○	○	注1	○	○	○	○	許可業者
集団住宅以外	排出日量 1,000kg以上	不燃ごみ	○				○	○	○	許可業者
		資源物					○	○	○	許可業者
	排出日量 1,000kg未満	一般廃棄物					○	○	○	一般廃棄物処理業者
		産業廃棄物					○	○	○	産業廃棄物処理業者

注1) 100戸未満の集団住宅の場合、可燃ごみについてではなくべく反転コンテナボックス以外の設備としてください。

* 反転コンテナ、貯留機等の設置を予定している場合は、事前に清掃事務所にご相談ください。

《参考 容器サイズ等》

◎ポリ容器等

可燃・不燃	丸型ポリ容器 (60リットル)	直径 600mm
	角型ポリ容器 (60リットル)	W550mm×D350mm×H600mm
びん かん	折りたたみ式回収箱	W530mm×D366mm×H322mm
		W530mm×D366mm×H380mm

※容器の場合、容量は60リットル以下とする。

※角型ポリ容器は、使用状況によっては破損しやすいため、使用容器は丸型が望ましい。

※容器の規格はメーカーによって異なりますので、上記より小さい場合はカタログを添付してください。

◎特殊架装車専用反転コンテナボックス（反転コンテナ）

容量	0.7立方メートル	
本体	横幅	1,360±10mm
	奥行き	590±10mm
	高さ	890±10mm
傾倒軸	長さ	1,547±10mm
	高さ	685±10mm
その他	• 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。 • 折りたたみ式のふたを付けること。 • 底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。	

◎自動貯留排出機

ア) 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。

イ) 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

ウ) 構造は密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止するとともに、騒音及び振動を低減する措置がなされていること。

エ) 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調整機能を有すること。

オ) 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないように措置を講ずること。

カ) 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

キ) 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

(大田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱 他)

5 提出書類一覧（種類及び部数について）

* 条例物件(A)及びまちづくり条例該当物件(B)の場合、書類は各3部を提出してください。

(清掃事務所用(正)、建築物所有者用(副)、都市計画課計画調整担当用(写))

* まちづくり条例に定める「住宅地開発事業」については、事業計画や提出書類等について所管清掃事務所へ事前にご相談ください。

提出書類	A 延べ床面積等		B まちづくり条例に該当する物件 (条例物件を除く) → P1参照		C 延べ床面積1,000m ² 以上3,000m ² 未満でまちづくり条例に該当しない 物件	
	集合住宅	事業用建築物	集合住宅	事業用建築物	集合住宅	事業用建築物
① 設置届 [P24] (再利用対象物保管場所届兼廃棄物保管場所等設置)	◎	※設置届3部とは、 正1部と副2部のことです。	◎	※設置届3部のことは、 正1部と副2部のことです。	◎	◎
② 事前協議書(まちづくり条例施行規則 第30号様式) [P26]	X		◎	◎	X	
③ 建築物の用途別床面積内訳書 [P18・21]	○ (P18)	○ (P21)	○ (P18)	○ (P21)	○ (P21)	△ (要問合せ)
④ 建築物の設計概要	○		○		○	○
⑤ 建築物の案内図(地図の写しで可)、及び配置図	○		○		○	○
⑥ 保管場所等の配置図、位置図	○		○		○	○
⑦ 敷地内運搬車通過道路図		△ (要問合せ)		△ (要問合せ)		△ (要問合せ)
⑧ 保管場所等の平面図、立面図、断面図(展開図)(1/50)	○		○		○	△ (要問合せ)
⑨ 容器数及び保管場所面積の算定表 [P19・22]	○ (P19)	○ (P22)	○ (P19)	○ (P22)	○ (P22)	△ (要問合せ)
⑩ 保管場所等の仕様及び面積算定図	○		○		○	△ (要問合せ)
⑪ 再利用対象物の保管場所面積算定書(事業用建物のみ)	×	△ (要問合せ)	×	△ (要問合せ)	×	△ (要問合せ)
⑫ 容器の持出場所及び近隣住民との調整に関する書類等	○		○		○	○
⑬ その他必要と認める書類		△ (要問合せ)		△ (要問合せ)		△ (要問合せ)

注意

- (1) ◎: 必要(協議書又はそれに代わる書類) ○: 必要(添付書類)
- (2) 場合によって必要な添付書類(事前に要問合せ) ×: 不要
- (3) 事前に必ず管轄清掃事務所に提出書類をご確認ください。
- (4) 廃棄物等保管場所は、延べ床面積3,000m²以上は条例において、1,000m²未満は要綱等において設置するよう規定されています。
- (5) まちづくり条例に該当する物件の条件はP2に掲載されています。
- (6)～(8)の図面は再利用対象物保管場所についても必要となります。(廃棄物保管場所提出書類と兼用可)

6 住居占有面積別人員数、施設用途別廃棄物排出基準

① 住居占有面積別人員数

住居占有面積	人 員 数
~ 2 0 m ²	1. 0 人
~ 3 0 m ²	1. 5 人
~ 4 0 m ²	2. 0 人
~ 5 0 m ²	2. 5 人
~ 6 0 m ²	3. 0 人
6 0 m ² 超	4. 0 人

※実使用人員に関わらず、上記人員数で算出する。

(大田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱 別表)
(回収資源保管場所設置要領 別表)

② 施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1 日当たりの排出基準
住 宅	1 k g / 人
事務所ビル	0. 0 4 k g / m ²
文化・娯楽施設	0. 0 3 k g / m ²
店舗 (飲食店)	0. 2 0 k g / m ²
店舗 (物品販売) デパート・スーパー	0. 0 8 k g / m ²
ホ テ ル	0. 0 6 k g / m ²
学 校	0. 0 3 k g / m ²
病院・診療所	0. 0 8 k g / m ²
駐 車 場	0. 0 0 5 k g / m ²
鉄道駅舎	0. 0 0 5 k g // 乗降客

※用途にない建物については、類似する上記建物のいずれかに当てはめて算出する。

(大田区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置に関する要綱 別表)

7 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準

用 途	対象延床 面 積	10, 000m ² 未満	10, 000m ² 以上50, 000m ² 未満	50, 000m ² 以上100, 000m ² 未満	100, 000m ² 以上
事務所					
飲食店	4m ² 以上		$\frac{(延床面積-10, 000m^2)}{10, 000m^2} \times 3m^2$ 以上	$16m^2 + \frac{(延床面積-50, 000m^2)}{10, 000m^2} \times 2m^2$ 以上	26m ² 以上
学校					
病院・診療所					
店舗	4m ² 以上		$\frac{(延床面積-10, 000m^2)}{10, 000m^2} \times 4m^2$ 以上	$4m^2 + \frac{(延床面積-10, 000m^2)}{10, 000m^2} \times 4m^2$ 以上	40m ² 以上
ホテル					
文化・娯楽施設等	3m ² 以上		$\frac{(延床面積-10, 000m^2)}{10, 000m^2} \times 2m^2$ 以上	$11m^2 + \frac{(延床面積-50, 000m^2)}{10, 000m^2} \times 1m^2$ 以上	16m ² 以上

注 1 上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。

注 2 対象延床面積は、共用部分を除くこと。

注 3 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途に使用するものとみなします。

注 4 対象延床面積が10, 000m²未満の複合建築物の最低必要面積は、4m²以上とすること。

注 5 対象延床面積が10, 000m²以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という）以上とすること。ただし、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計面積となった場合は、4m²以上とする。

注 6 算出に当たっては、小数点第2位を四捨五入すること。

(大田区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱)

8 居住予定人員算定表、回収資源保管場所設置基準早見表

- * 回収資源保管場所は、「居住予定人員算定表」で算出した居住予定人員が100人以上の場合に設置すること。
- * 回収資源保管場所は、居住予定人員100人で 3m^2 、以降50人増えるごとに 1.5m^2 を加算した面積とすること。(「必要面積早見表」を参照)
- * 回収資源保管場所は、作業上支障のない場所に設置すること。
- * 回収資源保管場所を屋外に設置する場合は、壁及び屋根で覆い、容易に風雨の侵入しない構造とすること。
- * 回収資源保管場所を設置する場合は、廃棄物保管場所の算定表から「資源保管場所の必要面積」を除いて計算して結構です。

居住予定人員算定表

住居占有面積	人員	戸数	算定人員	*1	
				居住予定人数	面積
~ 20 m^2	1.0人			1,000人 ~1,049人	30.0 m^2
~ 30 m^2	1.5人			1,050人 ~1,099人	31.5 m^2
~ 40 m^2	2.0人			1,100人 ~1,149人	33.0 m^2
~ 50 m^2	2.5人			1,150人 ~1,199人	34.5 m^2
~ 60 m^2	3.0人			1,200人 ~1,249人	36.0 m^2
60 m^2 超	4.0人			250人 ~299人	7.5 m^2
				300人 ~349人	9.0 m^2
				350人 ~399人	10.5 m^2
				400人 ~449人	12.0 m^2
				450人 ~499人	13.5 m^2
				500人 ~549人	15.0 m^2
				550人 ~599人	16.5 m^2
				600人 ~649人	18.0 m^2
				650人 ~699人	19.5 m^2
				700人 ~749人	21.0 m^2
				750人 ~799人	22.5 m^2
				800人 ~849人	24.0 m^2
				850人 ~899人	25.5 m^2
				900人 ~949人	27.0 m^2
				950人 ~999人	28.5 m^2
				算定人員合計	100

*1 個別の算定人員は繰り上げないこと。

*2 算定人員合計は小数点以下繰り上げること。

＊計算例

住居占有面積	人員	戸数	算定人員
~ 20 m^2	1.0人	6	6
~ 30 m^2	1.5人	4	6
~ 40 m^2	2.0人	10	20
~ 50 m^2	2.5人	13	32.5 →繰り上げない、
~ 60 m^2	3.0人	5	15
60 m^2 超	4.0人	5	20
			算定人員合計
			100 →合計は繰り上げる

回収資源保管場所必要面積早見表

居住予定人数	面積	居住予定人数		面積
		居住予定人数	面積	
1,000人 ~1,049人	30.0 m^2	2,000人 ~2,049人	60.0 m^2	
1,050人 ~1,099人	31.5 m^2	2,050人 ~2,099人	61.5 m^2	
1,100人 ~1,149人	33.0 m^2	2,100人 ~2,149人	63.0 m^2	
1,150人 ~1,199人	34.5 m^2	2,150人 ~2,199人	64.5 m^2	
1,200人 ~1,249人	36.0 m^2	2,200人 ~2,249人	66.0 m^2	
1,250人 ~1,299人	37.5 m^2	2,250人 ~2,299人	67.5 m^2	
1,300人 ~1,349人	39.0 m^2	2,300人 ~2,349人	69.0 m^2	
1,350人 ~1,399人	40.5 m^2	2,350人 ~2,399人	70.5 m^2	
1,400人 ~1,449人	42.0 m^2	2,400人 ~2,449人	72.0 m^2	
1,450人 ~1,499人	43.5 m^2	2,450人 ~2,499人	73.5 m^2	
1,500人 ~1,549人	45.0 m^2	2,500人 ~2,549人	75.0 m^2	
1,550人 ~1,599人	46.5 m^2	2,550人 ~2,599人	76.5 m^2	
1,600人 ~1,649人	48.0 m^2	2,600人 ~2,649人	78.0 m^2	
1,650人 ~1,699人	49.5 m^2	2,650人 ~2,699人	79.5 m^2	
1,700人 ~1,749人	51.0 m^2	2,700人 ~2,749人	81.0 m^2	
1,750人 ~1,799人	52.5 m^2	2,750人 ~2,799人	82.5 m^2	
1,800人 ~1,849人	54.0 m^2	2,800人 ~2,849人	84.0 m^2	
1,850人 ~1,899人	55.5 m^2	2,850人 ~2,899人	85.5 m^2	
1,900人 ~1,949人	57.0 m^2	2,900人 ~2,949人	87.0 m^2	
1,950人 ~1,999人	58.5 m^2	2,950人 ~2,999人	88.5 m^2	

* 早見表を超える居住予定人員の場合、50人増えるごとに 1.5m^2 を加算した面積を確保すること。

9 ディスポーザについて

集合住宅等において、ディスポーザを付帯設備としてあらかじめ設置する場合、原則として、厨芥類が排出されないことから、可燃ごみの排出量が通常の集合住宅より少なくなることが想定されます。

この場合の当該集合住宅等における廃棄物保管場所等設置届については、以下に基づき、提出するようにして下さい。

(1) 東京都下水道局との事前協議時の資料の提示

対象となるディスポーザは「下水道のためのディスポーザ排水処理システム基準(案)(平成25年3月 公益社団法人日本下水道協会)」が定めた評価機関の適合評価を受けたディスポーザ排水処理システム等に限られます。

ディスポーザを設置する場合は、東京都下水道局へ事前協議資料（ディスポーザの適合評価書、維持管理に関する計画書など）の提出や届出をすることになっています。事前協議届出終了後、下水道事務所の協議確認印が押された副本が戻されます。これを清掃事務所に提示して下さい。

【大田区管轄】

事前協議先： 東京都下水道局南部下水道事務所お客さまサービス課涉外調整担当
電話 5734-5052（直通）

ディスポーザー維持管理計画書類の届出先：

東京都下水道局南部下水道事務所お客さまサービス課排水設備係
電話 5734-5043（直通）

【全体的な事】

東京都下水道局施設管理部排水設備課（新宿本局）
電話 5320-6583

(2) 念書への記載

当該ディスポーザを全戸で使用した場合、生ごみ等は廃棄物として排出されないとなります。したがって、①各戸が生ごみ等を可燃ごみとして排出しないこと、②各戸が生ごみ等を可燃ごみとして排出しないよう建設者から周知させること、③ディスポーザが故障等により使用できなくなり、生ごみ等を可燃ごみとして排出することとなった場合、事前に清掃事務所に連絡し、対応を協議すること等を必ず念書に明記して下さい。

(3) 廃棄物保管場所等の面積算定

廃棄物保管場所等の面積算定に当たっては、生ごみ等が排出されないことを前提に算出します。具体的には、可燃ごみの容器数の算定において、予備率（1.4）を加算せず、容器の必要個数（この場合、小数点以下は四捨五入した数）を配置できる面積を確保するようにして下さい。

不燃ごみ、資源物の容器数は、予備率（1.4）を加算して算定してください。

10 様式・書式類

- ◎「建築物の用途別床面積内訳書」「容器数及び保管場所面積の算定表」等は、大田区ホームページからダウンロードできます。
- *「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届」は複写式のためホームページには掲載されていません。

大田区ホームページ : トップページ → 生活情報 → ごみ・リサイクル
→ 大規模建築物のごみと資源の保管場所（建築計画をたてるとき）

容器数及び保管場所面積の算定表(住宅用)

容器数	廃棄物	人員	×	排出基準	×	可燃・不燃等の割合×	収集間隔	÷	容器容量	= A	必要個数 $A \times 1.4 = B$
資源	可燃	[]人 × [1]kg × 0.771 × [3]日 ÷ []kg =									
	不燃	[]人 × [1]kg × 0.034 × [13]日 ÷ [15]kg =									
	紙類	[]人 × [1]kg × 0.137 × [6]日 ÷ [9.5]kg =									③-1
	びん	[]人 × [1]kg × 0.032 × [6]日 ÷ [12.5]kg =									③-2
	かん	[]人 × [1]kg × 0.018 × [6]日 ÷ [3]kg =									③-3
	ペットボトル	[]人 × [1]kg × 0.007 × [6]日 ÷ [1.5]kg =									③-4
資源	食品トレイ、発泡スチロール	[]人 × [1]kg × 0.001 × [6]日 ÷ [0.5]kg =									③-5
1 保管場所面積	可燃・不燃	資源	必要個数 合計								
	①ポリ容器	資源	①ポリ容器								
1 容器 保管面積	②反転コルクス	資源	②反転コルクス								
2 洗浄排水設備面積	資源	資源	資源	資源	資源	資源	資源	資源	資源	資源	資源
	④回収資源保管場所の必要面積	居住予定人員(名)									
	資源保管場所の合計(①または②)+③または④)										
	容器保管場所の合計(①または②)+③または④)										
	資源保管場所の合計(①または②)+③または④)										
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
2 洗浄排水設備面積	3 作業上必要面積	m ²	合計(1~3)	m ²	4 粗大ごみ置き場	m ²	合計(1~4)	m ²			

【算定上の注意】

- 人員は総人員を記入する。
- 収集間隔は、原則として可燃3日・不燃6日とする。
- 容器1個当りの容量(ポリ容器60%、資源用コンテナ容器50%)は原則として可燃15kg、不燃15kg、紙類9.5kg、かん12.5kg、びん12.5kg、ペットボトル1.5kg、食品トレイ及び発泡スチロール0.5kgとする。ただし、反転コルクス容器(0.7m³)は175kgとする。また、紙類は、しばって排出されるが、ここでは面積を算定するため、便宜上、資源用コンテナ容器による換算している。
- Aは、小数点第2位を四捨五入する。
- 必要個数は、Aに1.4を乗じて小数点を四捨五入し、1に満たない場合は1とする。
- 不燃ごみの容器は、原則的にポリ容器とする。

【算定上の注意】

- 保管場所の算定中の容器数は、ポリ容器で棚により2段にする場合で必要個数が奇数のときは、1つ加えた数を用いる。
- 資源用コンテナ容器は、4段重ねまでとする。資源用コンテナ容器を置くスペースは、Cを切り上げる。
- 合計(1~3)は、小数点第2位を四捨五入する。
- 回収資源保管所を設置する集合住宅については、紙類、びん、かん、ペットボトル、食品トレイ及び発泡スチロールのスペースを除いて計算できる。

総人員数を入力 容器数及び保管場所面積の算定表(住宅用・記入例)

容器数	容器数を入力		
	廃棄物	人員	排出基準 × 可燃・不燃等の割合 × 収集間隔 × 収集面積 ÷ 容器容量 = A
資源	可燃	[]人 × [1]kg × 0.771 × [3]日 ÷ [15]kg = A	A × 1.4 = B
	不燃	[]人 × [1]kg × 0.034 × [13]日 ÷ [15]kg =	※予備率(1.4) 手順どおりに算出しても、容器個数が不足する場合も考慮されます。たとえば、年末年始で収集間隔が空いてしまう場合や災害、事故等で収集ができない場合などを想定して、このようなときにも対応できるよう予備個数を加えています。
	紙類	[]人 × [1]kg × 0.137 × [6]日 ÷ [9.5]kg =	(3)-1
	ひん	[]人 × [1]kg × 0.032 × [6]日 ÷ [12.5]kg =	(3)-2
	かん	[]人 × [1]kg × 0.018 × [6]日 ÷ [3]kg =	(3)-3
	ペットボトル	[]人 × [1]kg × 0.007 × [6]日 ÷ [1.5]kg =	(3)-4
食品トイ/発泡スチロール	食品トイ	[]人 × [1]kg × 0.001 × [6]日 ÷ [0.5]kg =	(3)-5
	発泡スチロール		可燃・不燃 資源 ①ポリ容器 ②反転コンテナ

【算定上の注意】

1 人員は総人員を記入する。

2 収集間隔は、原則として可燃3日・不燃13日・資源6日とする。

3 廃棄物1個当りの容量(ポリ容器60L^{1/2}、資源用コンテナ容器50L^{1/2})は原則として可燃15kg、不燃15kg、紙類9.5kg、びん12.5kg、かん3kg、ペットボトル1.5kg、食品トイ及び発泡スチロール0.5kgとする。

ただし、反転コンテナボックス容器(0.7m³)は175kgとする。また、紙類は、しばって排出されるが、ここでは面積を算定するため、便宜上、資源用コンテナ容器による換算としている。

4 Aは、小数点第2位を四捨五入する。

5 必要個数は、Aに1.4を乗じて小数点を四捨五入し、1に満たない場合は1とする。

6 不燃ごみの容器は、原則的にポリ容器とする。

P12 ② 施設用途別排出基準から

【算定上の注意】
棚により2段にする事ができるので、「1」または「2」を入力

保管場所面積	P12 ② 施設用途別排出基準から			P14 早見表により、人数と面積を記入
	①ポリ容器	②反転コンテナボックス	③資源用コンテナ容器	
資源	可燃	容器の綫	容器の綫	容器の直径又は縦 [0.35]m × 容器の横 [0.55]m × 容器数[]個 ÷ []段 = []段 = []m ²
	不燃	[0.59]m × 容器の横	1.36 / m × 容器数[]個 ÷ []段 = []段 = []m ²	
	容器数	容器数	容器等面積	
	③-1紙類	段数 ÷ 段数 [4]段 = [0.2]m ² × スペース [] = []m ²		
	③-2びん	段数 [4]段 = [0.2]m ² × スペース [] = []m ²		
	③-3かん	段数 [4]段 = [0.2]m ² × スペース [] = []m ²		
保管面積	③-4ペット	段数 [4]段 = [0.2]m ² × スペース [] = []m ²		
	③-5レイ/発泡	段数 [4]段 = [0.2]m ² × スペース [] = []m ²		
資源保管場所の必要面積(③の合計)				
④回収資源保管場所の必要面積(③または④)				
資源保管場所の合計(①または②)+(③または④)				
⑤資源保管場所の合計(m ²)			m ²	
⑥粗大ごみ置き場(m ²)			m ²	合計(1~4)

【算定上の注意】

- 1 保管場所面積の中の容器数は、ポリ容器で棚により2段にする場合で必要個数が奇数のときは、1つ加えた数を用いる。
- 2 資源用コンテナ容器は、4段重ねまでとする。資源用コンテナ容器を置くスペースは、Cを切り上げる。
- 3 合計(1~3)は、小数点第2位を四捨五入する。
- 4 回収資源保管所を設置する集合住宅については、紙類、びん、かん、ペットボトル、食品トイ及び発泡スチロールのスペースを除いて計算できる。

m²

・洗浄廃水設備面積は、1m²以上としてください。
・作業上必要面積は、容器の出し入れに必要とする広さのことです、原則6m²以上としてください。
・粗大ごみ置き場は、3m²以上としてください。

容器数及び保管場所面積の算定表(事業用)

容器数 用途	廃棄物	床面積	\times	排出基準 \times 可燃・不燃等の割合 \times 収集間隔 \div 容器容量 = A	必要個数 $A \times 1.4$
				燃	燃
可燃	[] m ² × [] kg	×	0.75	×	[] kg = ①
不燃	[] m ² × [] kg	×	0.25	×	[] kg = ②
可燃	[] m ² × [] kg	×	0.75	×	[] kg = ③
不燃	[] m ² × [] kg	×	0.25	×	[] kg = ④
可燃	[] m ² × [] kg	×	0.75	×	[] kg = ⑤
不燃	[] m ² × [] kg	×	0.25	×	[] kg = ⑥
可燃	[] m ² × [] kg	×	0.75	×	[] kg = ⑦
不燃	[] m ² × [] kg	×	0.25	×	[] kg = ⑧
可燃	[] m ² × [] kg	×	0.75	×	[] kg = ⑨
不燃	[] m ² × [] kg	×	0.25	×	[] kg = ⑩
可燃	[] m ² × [] kg	×	0.75	×	[] kg = ⑪
不燃	[] m ² × [] kg	×	0.25	×	[] kg = ⑫
必要個数 合計	m ²	3 作業上必要面積	m ²	合計(1~3)	m ²

【算定上の注意】

- 1 計算は、用途別に実施し必要個数を算定する。
- 2 用途別に実施し必要個数を算定する。
- 3 有効面積を記入する。
- 4 床面積(共用部分を除く)は、事務所等の用途別の有効面積を記入する。
- 5 収集間隔は実態により記入する。
- 6 容器1個当たりの容量(ボリ容器60^{1/2})は原則として可燃15kg、不燃15kgとする。ただし、反転コンテナボックス容器(0.7m³)は175kgとする。
- 7 事業系の用途が複数の場合で、ごみの分別状況が同じ場合には、A(①~⑫)を合算して算出することができる。
- 8 Aは、小数点第2位を四捨五入する。
- 9 必要個数は、Aに予備率1.4を乗じて小数点を四捨五入し、1に満たない場合は、1とする。

保管場所面積

1 容器保管 面積	①ボリ容器	容器の直徑又は縦 [] m × 容器数 [] 個	\div [] 段 = [] 段
	②反転コンテナボックス	容器の縦 [] m × 容器数 [] 個	= [] 個
	必要面積	m ²	m ²
2 洗浄排水設備面積	m ²	3 作業上必要面積	m ²
2 合計(1~3)	m ²	合計(1~3)	m ²
4 粗大ごみ置き場	m ²		m ²

【算定上の注意】

- 1 保管場所面積の算定中の容器数は、ボリ容器で棚により2段にする場合で必要個数が奇数のときは、1つ加えた数を用いる。
- 2 合計(1~3)は、小数点第2位を四捨五入する。

容器数
用途ごとの床面積を入力

用途	廃棄物	床面積	×	排出基準 × 可燃・不燃等の割合	×	収集間隔 × 収集率	÷	容器容量 = A	必要個数 $A \times 1.4$
店舗	可燃	[128.60] m^2 × [0.08] kg × 0.75 × [2] 日 ÷ [15] kg = 1.0	①	1					
	不燃	[128.60] m^2 × [0.08] kg × 0.25 × [2] 日 ÷ [15] kg = 0.3	②	1					
事務所	可燃	[1,139.88] m^2 × [0.04] kg × 0.75 × [2] 日 ÷ [15] kg = 4.6	③	6					
	不燃	[1,139.88] m^2 × [0.04] kg × 0.25 × [2] 日 ÷ [15] kg = 1.5	④	2					
文化施設	可燃	[284.60] m^2 × [0.03] kg × 0.75 × [2] 日 ÷ [15] kg = 0.9	⑤	1					
	不燃	[284.60] m^2 × [0.03] kg × 0.25 × [2] 日 ÷ [15] kg = 0.3	⑥	1					
	可燃	[] m^2 × [] kg × 0.75 × [] 日 ÷ [] kg = ⑦							
		[] m^2 × [] kg × 0.25 × [] 日 ÷ [] kg = ⑧							
		[] m^2 × [] kg × 0.75 × [] 日 ÷ [] kg = ⑨							
		[] m^2 × [] kg × 0.25 × [] 日 ÷ [] kg = ⑩							
	可燃	[] m^2 × [] kg × 0.75 × [] 日 ÷ [] kg = ⑪							
	不燃	[] m^2 × [] kg × 0.25 × [] 日 ÷ [] kg = ⑫							
			必要個数計 合計	12					

【算定上の注意】

- 計算は、用途別に実施し必要個数を算定する。
- 床面積(共用部分を除く)は、事務所等の用途別の有効面積を記入する。
- 収集間隔は実態により記入する。

- 容器1個当たりの容積(ポリ容器60%)は原則として可燃15kg、不燃15kgとする。ただし、反転コンテナボックスタイプ容器(0.7m³)は175kgとする。
- 事業系の用途が複数の場合で、ごみの分別状況が同じ場合には、A(①～⑫)を合算して算出することができます。

6 Aは、小数点第2位を四捨五入する。

7 必要個数は、Aに予備率1.4を乗じて小数点を四捨五入し、1に満たない場合は、1とする。

保管場所面積

1 容器保管面積	①ポリ容器	容器の直徑又は縦幅 × 容器の直径又は横幅 × 容器の横幅	[0.55] m × 容器数 (12) 個 ÷ [2] 段 = [1.2] m ²
	②反転コンテナボックス	容器の縦幅 × 容器の横幅	[] m × 容器数 () 個 = [] m ²
	必要面積		
2 洗浄排水設備面積	1.0 m ²	3 作業上必要面積	6.0 m ² 合計(1～3) 8.2 m ² 4 粗大ごみ置き場 1.2 m ²
			3.0 m ²

【算定上の注意】

- 保管場所面積の算定の中の容器数は、ポリ容器で棚により2段にする場合で必要個数が奇数のときは、1つ加えた数を用いる。
- 合計(1～3)は、小数点第2位を四捨五入する。

洗浄排水設備面積は、原則
1m²以上としてください。

作業上必要面積は、容器の出し入れ
に必要とする広さのことで、原則6m²
以上としてください。

粗大ごみ置き場は、3m²
以上としてください。

ポリ容器は「15」、反転コンテナは「175」を入力

収集業者と話し合いの上、
収集間隔を決めてください。

施設用途別廃棄物排出基準
(P12②)により入力

棚により2段にする
事がができるので、「1」
または「2」を入力。

容器数・反転コンテナ数を入力
ポリ容器を棚で2段置きする場合、
奇数のときは「1」を加え偶数とする。

第3号様式（第8条、第30条関係）

再利用対象物保管場所設置届
兼廃棄物保管場所等設置届

年 月 日

(宛先) 大田区長

(建設者) 住所
氏名

[法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号 ()]

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第18条第6項
第49条第1項 の規定により、次のとおり

届け出ます。

1 建築物の概要

設 計 者	住所 氏名	電話番号 ()	
工 事 施 工 者	住所 氏名	電話番号 ()	
建築物の所在地			
建築物の名称			
建築物の用途			
敷 地 面 積	m ²		
延 ベ 床 面 積	(内訳) m ²	住宅用 事業用 m ²	
構 造 造	造 地上	階 地下	階
予 定 年 月 日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日

2 再利用対象物保管場所（条例第18条第6項関係）

保 管 場 所	地上・地下			階	か所	m ²
保 管 場 所	種別	容量	ℓ・m ³	設置数	個・台	
粗 大 ご み 置 き 場	地上・地下	階		か所		m ²
清 掃 車 通 行 道 路	公・私道	m	洗净排水 設備	洗净	か所	排水 か所

受 付 欄	
(再利用)	(廃棄物)

念　　書（例）

私は、
に建設します建築物（名称
等に関し、下記の事項を遵守することを約束します。）の廃棄物保管場所

記

- 1 廃棄物の排出については、区のルールに従い、可燃ごみ、不燃ごみ、資源に適正分別し、ごみ収集日の朝8時までに廃棄物保管場所から容器等を別図（配置図、平面図）の場所（以下「容器等持ち出し場所」という。）まで、責任を持って持ち出します。収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納します。
- 2 廃棄物保管場所、容器等持ち出し場所及び容器等は、常に清潔を保つようにします。また、その管理について、管理組合に委託することを約束します。
- 3 容器の取扱い及び容器等持ち出し場所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようになるとともに、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任をもって解決することを約束します。
- 4 事業系廃棄物については、業者による収集とします。まだ委託業者が決まっていませんので、後日契約締結次第契約書の写し及び業者の許可書の写しを提出します。
- 5 ごみ容器保管個数等に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに廃棄物保管場所を増設するとともに、必要な数だけの容器を増やします。
- 6 敷地内の通路は、運搬車が進入できる幅員を設けます。また、運搬車の走行に耐えられる強度の路面にします。
- 7 運搬車が使用する私道については、運搬車が進入できる幅員を設けます。また、運搬車の走行により埋設物が破損しないような強度の路面にします。
- 8 ディスポーザのシステムの使用を各戸に周知し、厨芥類ごみについては、そのシステムにより処理いたします。また、システムが故障等により使用できなくなり、厨芥類をごみとして排出する状況になった時には、事前に清掃事務所へ連絡し、対応を協議して指示を受けます。
- 9 建築物を分譲し、又は管理を業者委託した後も上記の項目に係る件については、責任を持って解決します。また、建築物を他の者に譲渡した場合なども、同様に責任を持って解決するよう確実に引継ぎをします。
- 10 ごみの管理については、管理人を常駐又は巡回させ、ごみ管理や持ち出し等について十分な管理を行います。
- 11 当建築物が完成した後、入居者が入居を開始する前（約10日程前）までに、保管庫の完成検査及びごみの収集開始日等について清掃事務所と協議します。
- 12 その他、「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」等の廃棄物に関する規定を守り、上記以外で問題が発生した場合は、清掃事務所と協議のうえ、その指示・指導を受けます。

年　　月　　日

（宛先）大田区長

建築主　住　所

氏　名

印

(宛先)

事前協議書（所管部局協議用）

以下の開発事業について、地域力を生かした大田区まちづくり条例第22条の規定に基づき、別添図書を添えて事前協議いたします。

開発事業者	住所			
	氏名			
	(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)			
電話番号				
代理人者	住所	担当者氏名		
	氏名	電話番号		
	(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	ファクシミリ番号	電子メールアドレス	

事業区域の地名地番	大田区	丁目	番	(住居表示番)
開発事業の名称				
工事種別	新築 増築 宅地開発 その他()	既存建築物の事業完了日	年	月 日
用途地域等	()()()			
確認申請予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日	
許可・認定等	開発許可 道路位置指定 その他()			
備考				

団体住宅建設事業 一定規模建設事業

事業区域面積	m ²	敷地面積	m ²			
延べ面積	計画に係る部分 m ²	計画以外の部分 m ²	合計 m ²			
主要用途				事業種別	分譲 貸貸 その他()	
計画戸数	40m ² 以下 戸	40m ² 超 戸	合計 戸	階数	地上 階	地下 階

住宅宅地開発事業

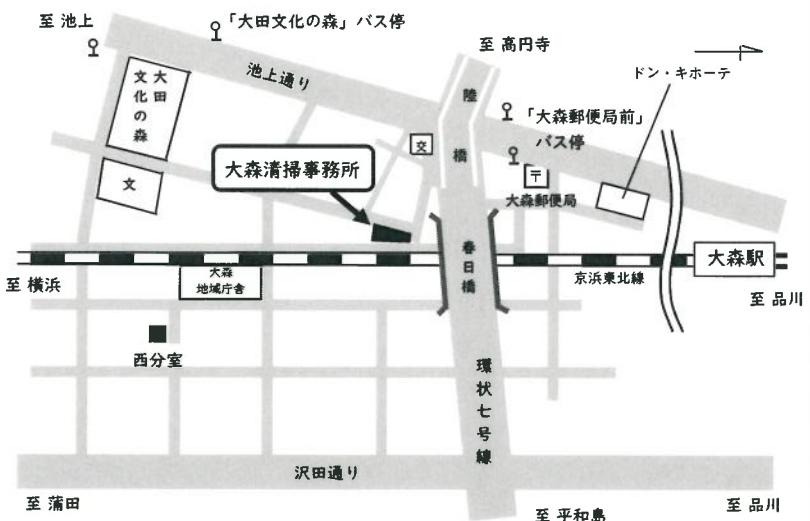
事業区域面積	m ²	建蔽率	%	予定建築物の用途	
区画数	区画	1区画当たりの敷地面積	最小 m ²	最大 m ²	
新設道路	(行き止まり 通り抜け) 幅員 m	延長 m	隅切り(両側 片側)	底辺長 m	m

以下※欄は記入しないこと。

※所管部局連絡欄 上記の開発事業について右欄の日に事前協議書が提出されました。各所管部局は開発事業者と協議を行ってください。	年 月 日 第 号
(対象となる協議先は以下にチェックのある所管部局です。)	※所管部局 協議完了年月日 年 月 日
<input type="checkbox"/> 建築調整課 地域道路整備担当 (位置確認 私道拡幅整備)	<input type="checkbox"/> 学務課 学事係 <input type="checkbox"/> 建築調整課 建築相談担当
<input type="checkbox"/> 道路課占用担当 (境界 公道 隅切 雨水 公園 広場)	<input type="checkbox"/> 産業振興課 工業振興担当 <input type="checkbox"/> 地域力推進課 地域力推進担当
<input type="checkbox"/> 環境計画課 計画推進・温暖化対策担当	<input type="checkbox"/> 子育て支援課 子育て支援(学童)担当
<input type="checkbox"/> 防災危機管理課 管理担当 (防火水槽 防災備蓄倉庫)	<input type="checkbox"/> 保育サービス課 保育サービス基盤担当 <input type="checkbox"/> 施設整備課 施設計画担当
<input type="checkbox"/> () 消防署	<input type="checkbox"/> 都市基盤管理課
<input type="checkbox"/> () 清掃事務所 (廃棄物 集積所 回収資源 再利用)	
※処理欄 (協議内容の特記事項等についてはこちらに記載してください。)	※受付欄 (各所管部局の担当者は協議が完了した場合は協議完了日を記載し、協議済を○で囲んで事業者にお渡しください。)

大田区 清掃事務所案内図

大田区大森清掃事務所



所在地

〒143-0024

大田区中央二丁目3番6号

電話 03 (3774) 3811

FAX 03 (3775) 6028

アクセス

- JR大森駅 徒歩約15分
- JR大森駅西口から東急バス 池上方面行きで「大森郵便局前」下車徒歩約6分
- 東急池上線池上駅から東急バス 大森・大井町・品川駅行きで「大田文化の森」下車徒歩約6分

大田区蒲田清掃事務所 (調布地区)



所在地

〒146-0092

大田区下丸子二丁目33番1号
(多摩川清掃工場管理棟5階)

電話 03 (6459) 8201

FAX 03 (6459) 8597

アクセス

東急多摩川線 武藏新田駅
徒歩約17分

大田区蒲田清掃事務所 (蒲田地区)



所在地

〒146-0092

大田区下丸子二丁目33番5号
(多摩川清掃工場敷地内)

電話 03 (6451) 9535

FAX 03 (6451) 9623

アクセス

東急多摩川線 武藏新田駅
徒歩約17分